

# 建築確認申請について

## 本市で建築確認事務を処理する建築物等

### 建築物

建築基準法第6条第1項第4号の建築物とする。

※ただし、山口県知事の許可（建築基準法第43条第2項第2号許可等）を必要とする建築物は、山口県の権限となります。

### 工作物

建築基準法施行令第138条第1項第1号、第3号、第5号に掲げる工作物のうち、次の規模に該当するものとする。

ただし、これらの工作物を単独で築造する場合、または建築基準法第6条第1項第4号の建築物の存する敷地に築造する場合に限られていますので注意してください。

第1号 煙突で、高さが6mを超え、10m以下のもの

第3号 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔で、高さが4mを超え、10m以下のもの

第5号 擁壁で、高さが2mを超え、3m以下のもの

※建築物、工作物共に上記の範囲外のものについては、審査権限は山口県となりますが、受付は当市で行ないます。

## 提出書類及び提出部数

### 建築物

- (1)確認申請書 2部（正本・副本）
- (2)建築計画概要書 1部
- (3)建築工事届 1部
- (4)委任状（代理者が申請する場合、正本に添付）1部
- (5)開発許可に関する許可書の写し（開発許可を受けた敷地の場合）1部
- (6)屎尿浄化槽調書 3部（生活環境課用1部を含む）
- (7)福祉のまちづくり届出書（山口県福祉のまちづくり条例対象施設の場合）2部
- (8)その他建築主事が必要と認める関係図書等

### 工作物

- (1)確認申請書 2部（正本・副本）
- (2)委任状（代理者が申請する場合）1部

# 土砂災害特別警戒区域内（レッドゾーン区域内）における扱い

## (i) レッドゾーン区域内に建築物を建築する場合の規制

都市計画区域内外に関わらず、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき指定する土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）内の居室を有する建築物に対しては、以下の構造規制がかかります。

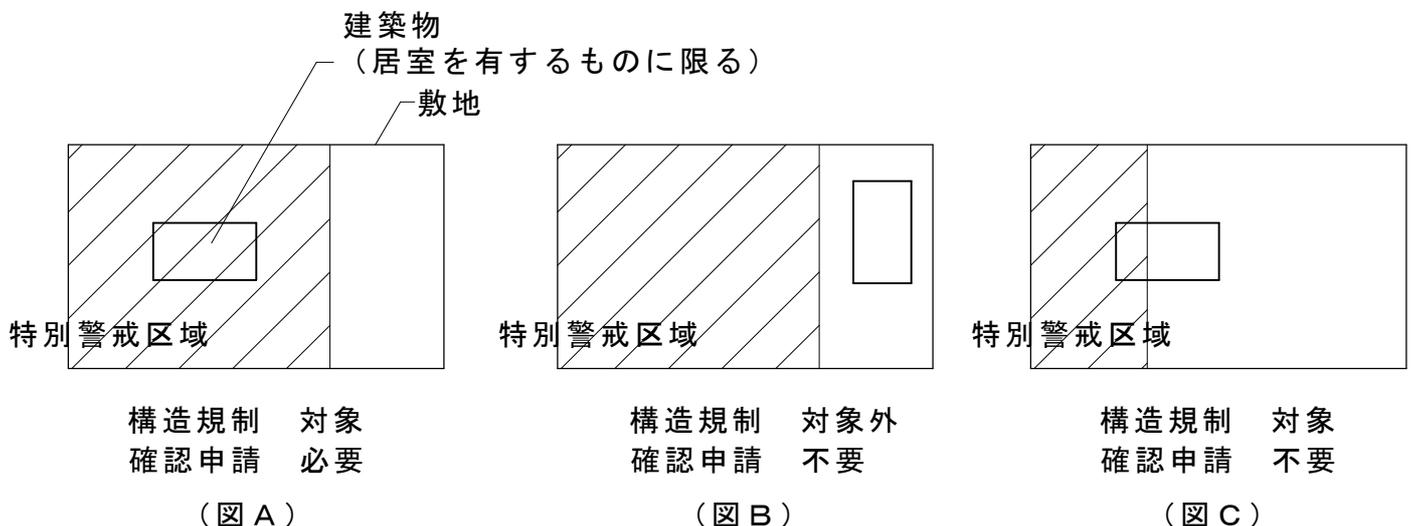
## (ii) 建築物の構造規制について

土砂災害防止法第24条に基づき、建築物の構造が土砂災害により作用すると想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たし安全なものとなるよう、建築基準法施行令第80条の3に定める構造基準に適合しなければなりません。

## (iii) 確認申請

通常都市計画区域外においては建築基準法第6条第1項第4号建築物の規模に該当するものは確認手続きは不要となりますが、その敷地の過半がレッドゾーン区域内にかかっていれば確認申請が必要となります。（図A）ただし、建築物がレッドゾーン区域内にかかっていない場合は敷地の過半がレッドゾーン区域内であっても確認申請は不要となります。（図B）

これとは逆に居室を有する建築物の一部がレッドゾーン区域にかかっており敷地の過半がレッドゾーン区域外の場合は、建物全体を（ii）の構造規制に適合させなければなりません確認申請は不要となります。（図C）



## 確認申請を要する建築物(建築基準法第6条第1項)

法令	用途・構造	規模	工事種別	消防局	
法第6条 第1項	1号	下記の用途に供する特殊建築物。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場。</li> <li>・病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等。</li> <li>・学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場。</li> <li>・百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店</li> <li>物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。)</li> <li>・倉庫。</li> <li>・自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ。</li> </ul>	用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの。	建築(新築・増築・改築、移転)大規模の修繕、大規模の様替、特殊建築物への用途変更	同意
	2号	木造の建築物。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3以上の階数を有すもの。</li> <li>・延面積が500㎡を超えるもの。</li> <li>・高さが13mもしくは軒の高さが9mを超えるもの。</li> </ul>		
	3号	木造以外の建築物。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2以上の階数を有すもの。</li> <li>・延面積が200㎡を超えるもの。</li> </ul>		
	4号	上記1号～3号以外の全ての建築物。 ※都市計画区域内(旧長門市、旧三隅町)に限る。	建築		

※本表に該当し確認申請したものの計画の変更は、国土交通省令で定める「軽微な変更」を除き確認申請を要する。